

停留所	
沼田駅前	運転試験場前 NHK東
沼田市役所前	群馬中央病院前 県庁前
神明神社前	グリーンダム前橋 日銀前
保健福祉センター前	千代田町三丁目 住吉町交番前
沼田三軒屋	群大病院
市営住宅入口	

○普通運賃 大人930円、小人470円
○往復乗車券 大人1,550円、小人780円

高速バス「アップル号」をご利用ください

高速バス「アップル号」は、沼田駅と群大病院の間を運行しており、沼田駅前と保健福祉センター前には、利用者専用の駐車場(無料)も完備され、便利にご利用できます。

自家用車の利用を控えることで事故防止や環境問題への取り組みにもなりますので、ぜひご利用ください。

普通運賃 大人930円、小人470円

往復料金 大人1,550円、小人780円

回数券(7枚つり) 1万300円

特別平日定期 1ヵ月2万4480円、3ヵ月6万9770円

情報ステーション

市役所 ☎23 2111
白沢支所 ☎53 2111
利根支所 ☎56 2111

8・9月 おはなしポケット

8月6日(土) 夏休みスペシャル「てじな」
※作業もします

9月3日(土) 「ともちゃんとかぐまのうんどうかい」

9月17日(土) 「さぼんじいさんのかきのき」

とき 午後2時30分
ところ 図書館3階おはなしのへや
※8月6日は、4階視聴覚室で行います

お知らせ

樹木管理のお願い

道路や歩道への枝の張り出し、倒木により、通行の障害になっている場所があります。これらが原因で事故が起きた場合、樹木所有者の責任を問われることがありますので、樹木の伐採や枝払いをお願いします。

作業時の注意事項

○電線や電話線がある箇所の作業は、事前に東京電力パワーグリッド(株)やN.T.Tに連絡してください

○通行車両や歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止に十分注意してください

問い合わせ 建設課管理係 ☎内線4213へ

市有地などの売り払い

土地開発公社が保有する土地を一般競争入札により売り払います。

物件(土地の表示/面積/地目)
▼薄根町字薄根3457・10ほか2筆/388・00㎡/宅

出発時刻			
沼田駅前発		群大病院発	
平日	土日祝日	平日	土日祝日
7:05	8:45	8:30	10:00
8:45	11:20	10:00	13:25
10:30	15:00	12:30	16:10
12:15		15:10	
14:50		16:10	
16:20		17:40	
17:50		19:10	

問い合わせ 関越交通(株)沼田営業所 ☎1111へ

全国一斉高齢者・障害者の人権あんしん相談強化週間について

法務省と全国人権擁護委員連合会では、9月5日(月)から11日(日)までの1週間を「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間とし、高齢者や障害者の人権に関する悩みについての専用電話相談窓口を開設します。

法務局職員と人権擁護委員が対応し、秘密は堅く守られます。

相談時間 午前8時30分〜午後7時(土・日曜日は午前10時〜午後5時)

専用電話番号 0570(003)110

9月の巡回移動図書館の日程			図書館 ☎0550
9月	と き	と こ ろ	
7日(水)	10:00~10:20	利根川ダム統合管理事務所	
	10:30~10:50	薄根町公民館	
	11:00~11:40	県利根沼田振興局	
8日(木)	1:20~1:45	新町公民館	
	1:55~2:25	栄町市営住宅集会所	
	2:35~4:15	升形小学校	
	9:50~10:15	岡谷町生活改善センター	
	10:25~10:55	下発知町生活改善センター	
9日(金)	11:05~11:35	奈良町農事研修所	
	1:30~1:50	上発知町生活改善センター	
	2:00~2:20	中発知町生活改善センター	
	2:30~4:15	池田小学校	
	10:00~10:20	横塚町公民館	
13日(火)	10:30~10:50	久屋原町公民館	
	11:00~11:35	上久屋町多目的集会所	
	1:15~1:45	利南公民館	
	1:55~2:15	沼須町農事研修所	
	2:30~4:15	利南東小学校	
14日(水)	10:00~10:30	岩本町中組コムステーション	
	10:45~11:15	屋形原農村婦人の家	
	1:15~1:50	上川田町住民センター	
	2:00~2:20	川田公民館	
	2:30~4:15	川田小学校	
15日(木)	9:50~10:20	碓田町公民館	
	10:30~10:55	掘廻町構造改善センター	
	11:05~11:30	善桂寺町活性化センター	
	1:30~2:00	町田町水田転作研修所	
	2:15~2:45	薄根公民館	
21日(水)	2:50~4:15	薄根小学校	
	10:00~10:30	生枝集会所	
	10:40~11:00	岩室集会所	
	11:20~11:40	尾合集会所	
	1:15~1:45	下古語父集会所	
23日(金)	2:00~2:25	上古語父集会所	
	2:50~4:15	沼田東小学校	
	11:20~11:40	旧平川小学校	
	1:00~1:30	利根支所	
	1:50~2:20	老神地区集会所	
27日(火)	2:30~4:30	利根小学校(旧利根西小学校)	
	1:40~2:10	下久屋町公民館	
	2:30~4:15	多那小学校	
	1:15~1:45	十王公園	
	2:00~2:30	愛宕老人ホーム	
28日(水)	2:40~4:15	沼田北小学校	
	1:00~1:30	利根支所利根出張所	
	1:50~2:20	根利集会所	

図書館の休館日 8月1,8,11,15,22,29,31日 / 9月5,12,19,22,26,30日

9月は知的障害者月間

9月6日(火)、「差別のない、共に生きる社会の実現」をスローガンに福祉パレードを行い、利根沼田地域の各市町村を訪問してメッセージを伝達します。

問い合わせ 社会福祉課障害福祉係(東原庁舎内) ☎内線77252、社会福祉協議会(保健福祉センター内) ☎21990へ

農業委員会からのお知らせ

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎内線3240

①**農地利用状況調査を実施します**
遊休農地の把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止のために8月から9月に市内全域の農地の利用状況調査を実施します。調査の際には、農地の中に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

②**農地利用意向調査を実施します**
農地利用状況調査に基づき、今後の農地の利用について、意向を確認しますのでご協力をお願いします。

③**農地の適正な管理をお願いします**
農地は、一度耕作をやめてしまうと、数年のうちに荒れてしまいます。また、雑草木が生い茂り病虫害の温床となり、近隣の農地や周辺住民の生活に悪影響を及ぼします。耕作できる状態に戻すには大変な労力と費用がかかりますので、草刈りや耕起など農地の適正な管理をお願いします。

④**農地法の手続きについて**
農地法とは、農地を農地以外のものにすることを規制して農地の効率的な利用を図るための法律です。農地の権利移転や農地を農地以外(宅地など)の用途に使用するためには手続きが必要です。手続きをせずに行った場合は法律で罰せられます。手続きには、いろいろな要件が関わってくるため、事前に農業委員会事務局、または地元の農業委員にご相談ください。

第3条許可 農地を農地として使用するために権利設定や移転を行うとき

第4条許可 自分の農地を自分で農地以外に使用するとき

第5条許可 農地の所有者以外の方が農地以外に使用するために権利設定や移転を行うとき

アイドル登場



齋藤 龍成くん(1歳5カ月)

僕はお外で走り回るのが大好き。お家のウッドデッキもお気に入りなの。パパがお休みの日は、公園に行ったりお散歩するのが楽しみなんだ。いつも遊んでくれるお兄ちゃんもいるんだよ。みんな大好き。(上原町)

地 入札参加申込期限 8月19日(金) 入札日 9月1日(木)

その他 入札参加申込期限内に申し込みがない場合、8月22日(月)午前8時30分から随時売り払います(先着順)

問い合わせ 都市計画課都市施設係 ☎内線4223へ

親子の木工広場

沼田木材組合、利根沼田建築相互組合青年部では、夏休みの工作をお手伝いします。親子一緒に木のぬくもりを感じながら、工作を楽しみませんか。

とき 8月20日(土)、21日(日) 午前10時〜午後4時(午前9時30分受け付け開始)

※雨天決行 上之町天狗プラザ西空

参加費 無料

※角材やくぎなど、材料は用意しますが、工作道具は各自で持参してください。電動工具は使えません

問い合わせ 沼田木材組合 ☎4855、産業振興課商工振興係 ☎内線3255へ

恒久平和を願って黙とう

戦争で亡くなった人たちのご冥福と世界の恒久平和を祈念して1分間の黙とうを捧げましょう。

広島原爆投下 8月6日(土) 午前8時15分

長崎原爆投下 8月9日(火) 午前11時2分

戦没者追悼 8月15日(月) 正午

◆核兵器廃絶平和都市宣言

私たち沼田市民は、何よりも大切な平和を守り、人間性豊かなまちづくりを目指しています。しかし、今もなお核兵器は、私たちにとって深刻な脅威となっています。

私たちは、すべての核兵器の速やかな廃絶を求め、真の永久平和が実現することを願い、ここに「核兵器廃絶平和都市」を宣言します。

問い合わせ 総務課行政係 ☎内線3217へ

家屋を所有されている皆さんへ

家屋(車庫や物置なども含む)の新増築など、次の場合はご連絡ください。

- 新築、増築、取り壊した場合は用途(使い方)を変更した場合
- 未登記家屋の所有者が変更になった場合
- 市外在住の人が住所を変更した場合

問い合わせ 税務課資産税係 ☎内線3146へ